保育士資格をお持ちのみなさまへ

保育士に対する就職準備金貸付のご案内

保育士資格を有する方で、保育所等を離職した方や保育士としてはじめて勤務する方が、新たに保育所等に就職される場合の就職準備金の貸付を行います。 貸付後、継続して2年間保育所等で勤務された場合は、返還を免除します。

対象者

以下の①~③を満たす方が対象です。

- ① 保育士登録後、1年以上経過している方 ※ 養成施設の卒業・保育士試験合格から1年以上経過した 方も含みます。
- ② 以下のいずれの施設でも勤務したことがない 方、若しくは離職後1年以上経過している方 認可保育所、幼保連携型認定こども園 地域型保育事業所、幼稚園
- ③ 保育所等に新たに勤務する方(週20時間以上の勤務)

貸付金額

400,000円以内(無利子、1回限り)

保育士として2年間引き続き勤務された 場合は貸付金の全額を免除します。

応募方法·提出書類

以下の必要書類をご準備の上、勤務先の保育所等を経由して提出先までご提出ください。

- ① 借入申込書(様式第13号)
- ② 様式第12号
- ③ 保育士登録証の写し
- ④ 週または月の勤務時間を確認できる書類もしく は雇用保険加入の確認ができる書類
- ⑤ 保育士登録後の職歴がわかる履歴書等
- ⑥ 借入申込者の住民票の写し

貸付予定人数

5名程度

よくある質問

Q: どういう費用が対象となるのですか?

A: 再就職にあたり必要となる費用はすべて 対象になります。

- ○対象となる費用の例
- ・ 就職に伴う転居費用(礼金、仲介手数料を含む)
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 再就職支援のための研修受講費用
- ・ 通勤に要する自転車等の購入費
- ・ 子どもが保育所等を利用する際の諸費用
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費用

Q: 領収書などは提出する必要がありますか?

A: 領収書等の提出は不要です。ただし応募の 際に貸付金の使途を記載していただきます。

Q: 保育料や子どもの預かりサービス利用料の 貸付など、他の貸付とあわせて貸付を受ける ことは可能ですか?

A: 他の貸付事業との併給は可能です。 それぞれの募集要項によりお申し込みください。

☞ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください(ホームページに掲載)

お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F

TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

申請書·募集要項掲載ページ https://www.fukushi-shimane.or.jp/

島根県社会福祉協議会

